

# 冷凍設備の法適用区分

施行: 令和3年10月27日

(指定設備・いわゆるユニット形を除く。)

冷凍能力 冷媒ガス	RT < 3	3 ≤ RT < 5	5 ≤ RT < 20	20 ≤ RT < 50	50 ≤ RT
第一種ガス*	適用除外		その他製造	第二種製造者	第一種製造者 冷凍保安責任者、定期自主検査、保安検査(He等を除く)
可燃性ガス であるフ ロオカー ボン	適用 除外	その他 製造	第二種製造者	第二種製造者 冷凍保安責任者、定期自主検査	第一種製造者 冷凍保安責任者、定期自主検査、保安検査
アンモニア	適用 除外	その他 製造	第二種製造者	第二種製造者 冷凍保安責任者、定期自主検査	第一種製造者 冷凍保安責任者、定期自主検査、保安検査
その他(プ ロパン等)	適用 除外	第二種製造者		第一種製造者 冷凍保安責任者、定期自主検査、保安検査	

\*ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。)又は空気(「第一種ガス」という。)